

令和 6 年 6 月 28 日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県四日市市城北町 8 番 1 号

医療法人の名称 医療法人社団主体会

理 事 長 名 理事長 川村 直人

電 話 0 5 9 (3 5 4) 1 7 7 1

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 純資産明細書
- 6 監事の監査報告書
- 7 独立監査人の監査報告書
- 8 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表に関する注記
- 9 純資産変動計算書
- 10 有形固定資産等明細表
- 11 引当金明細表
- 12 借入金等明細表
- 13 有価証券明細表
- 14 事業費用明細表①
- 15 事業費用明細表②



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団主体会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市城北町 8 番 1 号

(3) 設立認可年月日 昭和 46 年 7 月 20 日

(4) 設立登記年月日 昭和 46 年 7 月 23 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	川村 直人	
常務理事	高瀬 幸次郎	主体会病院管理者
理 事	川村 豪伸	当法人医師
同	村嶋 正幸	小山田記念温泉病院管理者
同	川村 憲市	他法人医師
同	濱口 浩一	当法人医師
同	市原 薫	当法人医師
同	出口 晃	当法人医師
同	増田 岳一	当法人医師
同	富永 五十生	当法人事務員
同	川北 和美	当法人看護師
同	山田 剛	介護老人保健施設みえ川村老健管理者
同	野崎 誠	介護老人保健施設みえの郷管理者
監 事	小林 良隆	他法人医師
同	辻本 紳一郎	一般企業役員

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	主体会病院	2410205336	三重県四日市市城北町 8番1号	一般病床 105床 療養病床 123床 通所定員 40名
	小山田記念温泉病院	2410205419	三重県四日市市山田町 5538番地の1	一般病床 222床 療養病床 155床 通所定員 60名
介護老人 保健施設	みえの郷	2450280025	三重県四日市市山田町 5538番地の1	入所定員 97名
	みえ川村老健	2450280033	三重県四日市市城東町 3番21号	入所定員 100名 通所定員 30名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ときわ訪問看護師ステーション	三重県四日市市城北町8番1号	
川村居宅介護支援事業所	三重県四日市市城北町8番1号	
主体会 KIDS デイサービス	三重県四日市市城北町8番1号	
四日市市介護予防等拠点施設 ステップ四日市 【四日市市から委託を受けて管理】	三重県四日市市日永東一丁目 2番27号	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月24日 定款の変更

令和5年6月28日 令和4年度決算の決定

令和6年3月29日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和5年6月1日 四日市市より委託を受けて管理

四日市市介護予防等拠点施設 ステップ四日市

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

法人名 医療法人 社団主体会

※医療法人整理番号 A34

所在地 四日市市城北町8番1号

財 産 目 録

(法 人 全 体)

(令 和 6 年 3 月 3 1 日 現 在)

1. 資 産 額	13,728,235 千円
2. 負 債 額	3,865,055 千円
3. 純 資 産 額	9,863,179 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	7,816,412
B 固 定 資 産	5,911,822
C 資 産 合 計 (A + B)	13,728,235
D 負 債 合 計	3,865,055
E 純 資 産 (C - D)	9,863,179

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

※医療法人整理番号	A3	2		
-----------	----	---	--	--

貸	借	対	照	表
---	---	---	---	---

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	7,816,412	I 流 動 負 債	1,160,000
現 金 及 び 預 金	6,336,852	買 掛 金	82,840
事 業 未 収 金	1,346,311	1年以内返済予定長期借入金	309,314
貸 倒 引 当 金	△ 1,346	未 払 費 用	331,934
た な 卸 資 産	85,733	未 払 消 費 税 等	2,530
前 払 費 用	7,700	預 り 金	121,753
そ の 他 の 流 動 資 産	41,161	賞 与 引 当 金	311,512
II 固 定 資 産	5,911,822	そ の 他 の 流 動 負 債	115
1 有 形 固 定 資 産	4,912,450	II 固 定 負 債	2,705,054
建 物	2,561,444	長 期 借 入 金	1,355,124
構 築 物	160,311	役員退職慰労引当金	662,796
医 療 用 器 械 備 品	171,143	退 職 給 付 引 当 金	685,934
そ の 他 の 器 械 備 品	88,316	そ の 他 の 固 定 負 債	1,200
車 両	358	負 債 合 計	3,865,055
土 地	1,160,268		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,180		
建 設 仮 勘 定	767,426		
2 無 形 固 定 資 産	26,107		
借 地 権	250		
ソ フ ト ウ ェ ア	22,913		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,943		
3 そ の 他 の 資 産	973,264		
有 価 証 券	501,490		
長 期 貸 付 金	86,100		
返 還 免 除 引 当 金	△ 49,240		
長 期 事 業 未 収 金	15,687		
貸 倒 引 当 金	△ 15,687		
保 険 積 立 金	223,007		
繰 延 消 費 税	54,053		
繰 延 税 金 資 産	140,016		
そ の 他 の 固 定 資 産	17,836		
資 産 合 計	13,728,235		
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	0
		II 積 立 金	9,863,179
		1 設 立 等 積 立 金	4,446,911
		2 利 益 積 立 金	1,150,000
		3 別 途 積 立 金	5,650,000
		4 繰 越 利 益 積 立 金	△ 1,383,732
		純 資 産 合 計	9,863,179
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,728,235

法人名 医療法人 社団主体会

※医療法人整理番号 A32

所在地 四日市市城北町8番1号

損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		8,651,188
2 事業費用		8,830,853
本来業務事業損失		179,664
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		110,351
2 事業費用		105,669
附帯業務事業利益		4,681
事業損失		174,983
II 事業外収益		
受取利息	7,866	
その他の事業外収益	120,435	128,301
III 事業外費用		
支払利息	6,267	
その他の事業外費用	19,132	25,400
経常損失		72,081
IV 特別損失		
固定資産除却損	86,958	86,958
税引前当期純損失		159,040
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	△ 13,863	△ 13,791
当期純損失		145,249

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団主体会

理事長 川村 直人 殿

私たち監事は、医療法人社団主体会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

監査の方法の概要

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。又、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年6月14日

医療法人社団主体会

監事 小林 良隆

監事 辻 幸伸一郎

法人名 医療法人 社団主体会
所在地 四日市市城北町8番1号

純 資 産 明 細 書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

(単位：千円)

	出資金	積立金				利益剰余金合計	純資産合計
		設立等積立金	利益積立金	別途積立金	繰越利益積立金		
前期末残高	0	4,446,911	1,150,000	5,650,000	-1,238,482	10,008,428	10,008,428
当期変動額							
当期純利益	0	0	0	0	-145,249	-145,249	-145,249
当期変動額合計	0	0	0	0	-145,249	-145,249	-145,249
当期末残高	0	4,446,911	1,150,000	5,650,000	-1,383,732	9,863,179	9,863,179

独立監査人の監査報告書

令和 6 年 6 月 14 日

医療法人社団主体会
理事会 御中

伊藤学公認会計士事務所

愛知県名古屋市
公認会計士

伊藤 学

佐藤真吾公認会計士事務所

愛知県知多郡東浦町
公認会計士

佐藤 真吾

監査意見

私たちは、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、医療法人社団主体会の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 53 期の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要

な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起

すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっています。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっています。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は定率法によっています。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物の減価償却は定額法によっています。

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は定額法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込み額の当年度負担額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職金支給規定に基づき、役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、当医療法人は、前々年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額から年金資産を除いた額を退職給付債務とする方法を採用しています。

(5) 返還免除引当金

将来の看護学生奨学金及び看護職員の就職支度金の返還免除による損失に備えるため、返還免除の実績率により回収不能見込額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金の会計処理の方法

補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しています。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっています。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

担保資産		(単位：千円)
種類	所在地	期末簿価
土地	四日市市城東町210-2	39,245
土地	四日市市城東町210-3	
土地	四日市市城東町210-6	
土地	四日市市城東町211-1	50,290
土地	四日市市城東町211-2	
土地	四日市市城東町211-3	
土地	四日市市城東町211-4	
土地	四日市市城東町211-7	
土地	四日市市城東町212-2	37,289
土地	四日市市山田町狐久保5538-1	259,050
建物	四日市市城東町210-2他	99,955
建物	四日市市山田町狐久保5538-1	1,476,475

上記資産には、根抵当権を設定していますが、対応する債務はありません。

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりです。

(単位：千円)

種類及び銘柄	額面	帳簿価額	時価	評価損益
MASCOT1510-03	100,000	100,960	100,000	-960
ソシエテ・ジェネラル円建社債	100,000	100,000	96,290	-3,710
パークレイズ・バンク・ビーエルシー円建社債	100,000	100,000	99,020	-980
あおぞら・新グローバル分散F2023-07	100,000	100,000	102,784	2,784
あおぞら・新グローバル分散F2024-01	100,000	100,000	98,043	-1,957
合 計	500,000	500,960	496,137	-4,824

(2) 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額は次のとおりです。

(単位：千円)

補助金等の名称	交付者	金額	貸借対照表等への影響額
補助金			
都道府県補助金	三重県	175,560	事業未収金 26,359
市町村補助金	四日市市	4,683	—
救急医療活動補助金	四日市医師会	151	—
小学校休業等対応助成金等	厚生労働省	18,065	—
合 計		198,458	26,359

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、繰越欠損金等であり、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は498,633千円であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額

建物	7,437,465 千円
構築物	633,575 千円
医療用器械備品	1,726,295 千円
その他の器械備品	754,536 千円
車両	97,137 千円
その他の有形固定資産	5,881 千円
ソフトウェア	735,505 千円

(5) 賃借処理をしたファイナンス・リース取引

該当なし

法人名 医療法人社団主体会
所在地 四日市市城北町8番1号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金						評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	利益積立金	別途積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和5年3月31日 残高	0	0	4,446,911	1,150,000	5,650,000	△ 1,238,482	10,008,428	0	0	0	10,008,428
会計年度中の変動額											
当期純利益						△ 145,249	△ 145,249				△ 145,249
.....											
.....											
会計年度中の変動額合計	0	0	0	0	0	△ 145,249	△ 145,249	0	0	0	△ 145,249
令和6年3月31日 残高	0	0	4,446,911	1,150,000	5,650,000	△ 1,383,732	9,863,179	0	0	0	9,863,179

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、前会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人社団主体会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市城北町8番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	9,944,309	265,293	210,693	9,998,909	7,437,465	169,997	2,561,444
	構築物	763,684	60,852	30,650	793,887	633,575	16,143	160,311
	医療用器械備品	1,875,450	65,566	43,578	1,897,439	1,726,295	76,655	171,143
	その他の器械備品	807,355	55,416	19,918	842,853	754,536	49,027	88,316
	車両	97,496	0	0	97,496	97,137	585	358
	その他の有形固定資産	6,085	2,977	0	9,062	5,881	3,020	3,180
	計	13,494,379	450,104	304,839	13,639,646	10,654,889	315,427	2,984,752
無形固定資産	ソフトウェア	755,932	2,487	0	758,419	735,505	36,242	22,913
	計	755,932	2,487	0	758,419	735,505	36,242	22,913
その他の資産								
	計							

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人社団主体会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市城北町8番1号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,916	5,249	△ 1,132	0	17,033
返還免除引当金	41,320	20,080	△ 12,160	0	49,240
賞与引当金	296,983	311,512	△ 296,983	0	311,512
役員退職慰労引当金	628,904	33,891	0	0	662,796
退職給付引当金	625,204	180,286	△ 119,555	0	685,934

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人社団主体会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市城北町8番1号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	0	0	—	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	218,064	309,314	0.35%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	941,938	1,355,124	0.35%	R15年8月
その他の有利子負債	0	0		
合 計	1,160,002	1,664,438	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

法人名 医療法人社団主体会
所在地 四日市市城北町8番1号

※医療法人整理番号	
-----------	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
MASCOT1510-03	100,000	100,960
ソシエテ・ジェネラル円建社債	100,000	100,000
パークレイズ・バンク・ピーエルシー円建社債	100,000	100,000
あおぞら・新グローバル分散F2023-07	100,000	100,000
あおぞら・新グローバル分散F2024-01	100,000	100,000
計	500,000	500,960

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人社団主体会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市城北町8番1号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	976,040	0	976,040	33	0	976,073
給与費	5,898,186	0	5,898,186	86,433	0	5,984,619
委託費	395,625	0	395,625	1,558	0	397,183
経費	1,340,275	0	1,340,275	15,985	0	1,356,260
売上原価	0	0	0	0	0	0
その他の事業費用	220,725	0	220,725	1,658	0	222,383
計	8,830,853	0	8,830,853	105,669	0	8,936,522

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 医療法人社団主体会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市城北町8番1号

事業費用明細表
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	448,042	
診療材料費	219,199	
医療消耗器具備品費	66,044	
給食材料費	222,187	
施設療養材料費	4,803	
その他の材料費	13,260	
消耗器具備品費	2,502	976,040
II 給与費		
給料	4,945,391	
賞与引当金繰入	14,230	
役員退職慰労引当金繰入	33,688	
退職給付費用	180,286	
法定福利費	724,590	5,898,186
III 委託費		
検査委託費	17,680	
寝具委託費	27,719	
清掃委託費	48,648	
保守委託費	130,190	
その他の委託費	171,386	395,625
IV 経費		
減価償却費	365,035	
器機賃借料	47,478	
地代家賃	159,054	
修繕費	82,014	
固定資産税等	51,711	
福利厚生費	115,336	
旅費交通費	2,511	
職員被服費	2,959	
通信費	7,357	
広告宣伝費	32,992	
消耗品費	78,748	
水道光熱費	187,642	
修繕費	17,077	
保険料	46,773	
賃借料	7,518	
交際費	1,602	
諸会費	4,827	
租税公課	12,278	
燃料費	36,079	

貸倒引当金繰入	3,660	
事務用品費	11,066	
新聞図書費	83	
寄付金	10,735	
返還免除引当金	20,080	
雑費	35,646	1,340,275
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	0	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	0	
商品（又は製品）期末たな卸高	0	0
VI その他の事業費用		
研修費	1,690	
図書費	2,675	
研修旅費	148	
控除対象外消費税	216,210	220,725
事業費用計		8,830,853

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。